

令和2年度「WeChat／Weiboを活用した中国プロモーション事業」  
企画提案コンペ募集要項

**1 趣旨**

中国人ユーザーに向けて、簡体字 SNS「WeChat」(微信)及び「Weibo」(新浪微博)を活用した観光情報の発信を行い、本県への誘客を図る。

**2 委託条件等**

**(1) 委託業務**

別添「令和2年度「WeChat／Weiboを活用した中国プロモーション事業」仕様書」のとおり

**(2) 委託期間**

契約締結の日から令和3年3月31日(水)まで

**(3) 主催**

(公社)ひょうご観光本部(以下、「観光本部」という。)

**(4) 委託料**

5,960千円(消費税額を含む)を上限とする。

**① 対象経費**

ア 事業実施・運営等に要する経費

(人件費、機器・機械等のレンタル・リース費、広告宣伝費、消耗品費、旅費、通信・運搬費、会場使用料、謝金等)

※ 機器等については、原則リースまたはレンタルでの対応とする。

イ 消費税及び地方消費税

上記アの経費にかかる消費税及び地方消費税

**② 対象外経費**

物品や施設、設備等を設置または改修する経費、その他事業との関連性が認められない経費

**③ その他**

再委託を必要とする場合は、あらかじめ観光本部と協議し、承諾を得た場合に限るものとする。

**3 応募資格**

公募に参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

単独企業だけでなく複数の企業・団体での共同によるグループ応募をする場合は、代表者が申請すること。ただし、個人での応募は不可とする。

(1) 事業を適切に遂行するに足る能力(※)を有した、民間企業、NPO法人、これら以外の法人(一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合等)、権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合等の団体であること。

(2) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない

ないこと。

- (4) 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可または指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可または指定、登録を受けていること（労働者派遣事業及び職業紹介事業の許可など）。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (6) 暴力団または暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者でないこと。
- (7) 国、県または市町からの出資・出えんを受けている団体でないこと。
- (8) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 海外に本拠を置く事業者の場合、日本語での意思疎通が十分可能であること。

※ 「事業を適切に遂行するに足る能力」とは、個々に判断することになるが、少なくとも次の要件を満たしていることが必要である。

- ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
- ・事業の実施にあたり、観光本部との打ち合わせ等に適切に対応できること。

## 4 応募

### (1) 募集期間

令和2年6月1日(月)～令和2年6月12日(金) 15時必着

※期間内必着。

※事前に応募の意志を令和2年6月8日(月)までに電子メール又はFAXで連絡すること。電子メールで応募意志を連絡する場合、タイトルに「【応募予定】WeChat/Weiboを活用した中国プロモーション事業」と明記すること。

### (2) 提出書類

- ① 応募申込書 (様式1) . . . 正1部・副6部
- ② 応募事業者概要 (様式2) . . . 7部
- ③ 企画提案書 (様式3) . . . 7部
- ④ 経費積算見積書 (様式4) . . . 7部
- ⑤ 誓約書 (様式5) . . . 1部
- ⑥ 添付書類
  - 提案内容補足説明資料 . . . . . 7部
  - 会社概要等 . . . . . 1部

なお、契約締結時に下記の書類の提出を求める。

ア 定款または寄付行為（法人格を有していない場合は規約等これに類する書類）

イ 役員名簿

ウ 申請日が属する会計年度の前年度もしくは前々年度の決算書類（事業報告書・貸借対照表・損益計算書等）

エ 県税を滞納していないことを証する書類（兵庫県内の県税事務所が発行する「納税証明書(3)」）、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証する書類

※ 提出日において発行日から3ヶ月以内のもの

※ 兵庫県の入札参加資格を有している者は除く。

オ 事業実施に必要な許認可等を証する書類

### (3) 提出方法等

郵送または持参

※ 郵送の場合、書留郵便など配達記録が残るもので、期間内に観光本部必着にて提出すること。

※ 持参の場合、受付は土日・祝日を除く各日 9 時～17 時(12 時～13 時を除く)とする。

※ 提出された企画提案書類等は返却しない。

※ 今回の企画提案コンペにかかる応募等に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

### (4) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県庁 1 号館 7 階

(公社)ひょうご観光本部 海外プロモーション課 (担当：横山、小西)

## 5 募集要項等に関する質問等

### (1) 質問方法

「(別紙様式)募集要項等に関する質問票」を電子メールまたは F A X より 令和 2 年 6 月 5 日(金) 12 時までに提出。

※ 電話での問い合わせは受け付けない。

### (2) 回答方法

質問及び回答内容は随時一覧表にまとめ、原則電子メールにて回答する。

なお、応募予定者から希望があれば回答一覧表を適宜電子メールで提供する。

ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案内容等に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

### (3) その他

- ・ 書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。
- ・ 電子メールで質問を提出する場合は、タイトルに「【質問】 WeChat/Weibo を活用した中国プロモーション事業」と明記すること。

## 6 審査方法等

### (1) 審査方法

- ・ 提出書類をもとに観光本部において事前審査を行い、これを通過した者のみ、後日有識者等による企画提案コンペ審査会において内容を審査する。
- ・ 企画提案コンペ審査会は書面審査とする。
- ・ 審査基準は、別添「仕様書」を参照のこと。
- ・ 必要に応じ簡単なヒアリングを行う場合があるため、結果通知までの平日において、提案内容を説明できる担当者と連絡がとれる体制をとること。

### (2) 決定方法

企画提案コンペ審査会の審査結果に基づき、最も優秀な提案を行った者を受託予定者に決定する。

### (3) 結果通知

応募者全員に対して、文書にて通知する。

#### (4) 失格

以下のような場合、失格とすることがある。

- ・ 審査委員または関係者にコンペに対する援助を直接または間接に求めた場合
- ・ 応募書類が本要項に示された要件を満たしていない場合
- ・ 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ・ その他、直接または間接に公平な審査に支障を来たした場合

### 7 委託料の支払い等

委託料の支払いは、原則、精算払とする。

ただし、委託団体の実情によっては、概算契約における前金払も可能であるが、最終的には実績に基づく精算を行う。

なお、契約書の内容どおりの事業執行が認められない場合には、原因の報告と以後の事業実施計画の提出を求めるとともに、事業内容・委託金額を変更する場合がありますので、あらかじめ了解しておくこと。

### 8 その他の事項

#### (1) 業務処理責任者

- ・ 受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。
- ・ 業務処理責任者は、契約書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事務を処理するものとする。
- ・ 業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行ううえで必要な能力と経験を有する者でなければならない。

#### (2) 業務報告

事業実施期間終了後は所定の様式により事業実施報告書を提出すること。

#### (3) 留意事項

- ・ 本事業で生じた収益は、本事業に充当すること。
- ・ 本事業の実施にかかる会計関係等を明確にした書類を整備すること。  
また、他の経理と区分して会計処理を行うこと。
- ・ 事業期間中の進捗状況や事業終了後の実績報告については、観光本部からの求めに応じて、速やかに対応すること。
- ・ 本事業の成果物等にかかる権利は、事業実施者が従前権利を有していたものを除き、原則観光本部に帰属する。また、加工及び二次利用できるものとする。  
なお、合理的な理由がある場合はこの限りでないが、留保される権利について、観光本部に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。
- ・ 事業計画が達成できない場合、または委託契約の条件に違反した場合は、委託契約の一部または全部を解除し委託料を支払わないことがあるほか、既に支払っている委託料の一部または全部を返還させ、あるいは損害賠償等を求めることがあるので十分留意すること。
- ・ 個人情報の取扱いについては個人情報の保護に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に管理すること。

#### (4) その他

- ・ 業務の内容については、応募書類の内容や審査結果等をもとに、観光本部と

の協議のうえで詳細を決定し、委託契約する。その際、企画内容や金額を変更する場合がある。

- ・ 採用された事業計画書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度観光本部と協議し、その指示に従うこと。
- ・ 委託契約の締結にあたっては、事前に委託契約額の10%以上の契約保証金を観光本部に納めるか、もしくは、保険会社との履行保証保険契約を締結すること。
- ・ 応募書類は応募者に無断で使用しないが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する。

## 9 問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県庁 1 号館 7 階  
(公社)ひょうご観光本部 海外プロモーション課 (担当：横山、小西)  
E-mail : yokoyama@hyogo-tourism.jp / konishi@hyogo-tourism.jp  
TEL : 078-361-7661 FAX : 078-361-7662